

※正式なところは、240911 疑義解釈事務連絡にてご確認ください。

●同一日・同一建物に10人施術し、請求して1人不支給になった場合、9人分の窓口徴収金はもらい直すのご回答ですが、9人分の支給申請書は返戻になるのでしょうか。

⇒訪問施術料においては、予定人数ではなく、実際に施術を行った人数により一部負担金を徴収する。

●通所の場合

1術:1,610円×3回 2術:1,770円×2回

施術料の通所欄は??円×?回=8,370円

施術料の通所欄?円、?回、どの数字を入れるのが正解でしょうか？または通所欄は記載不要でしょうか？

⇒月の途中で施術の種類(はり、きゅう、はり・きゅう併用)が変更された場合には、施術料欄に2行で記載する。

(4/26 療養費検討委員会資料参照)

1,610 3 4,830

1,770 2 3,540

●往療の場合

1術:1,610円 往療:2,300円

レセプトへの記載は

施術の種類 ⇒1術1回

往療料 ⇒2,300円×1回=2,300円

1術の1,610円は、どこに記載するのでしょうか？

または1術の1,610円は記載不要でしょうか？

⇒通所欄に記載

●2024年10月1日以降の施術内容の申請を今回示された新しい支給申請書様式に一齐に切り替えですが、従来の用紙を取り繕っての対応は禁止でしょうか？

⇒そのとおり。

※2024年9月施術分までの支給申請書については、2024年10月以降に保険者に届いた場合、不備返戻としないよう疑義会社に記載していただきたい。

⇒不備にはならないと思います。

●突発的な往療料は算定日の翌日から起算して14日以内は算定できない件で、前月突発的な往療を行い、当月も突発的な往療を行った場合は当月の支給申請書の摘要欄に前回の突発的な往療日を記載するのご回答ですが、前回の突発的な往療日から今回の突発的な往療日の期間が1ヶ月以上空いた場合、支給申請書の摘要欄に前回の突発的な往療日の記載は必要でしょうか。

⇒不要

●突発的な往療を行った際の施術料の記載は通所欄でよろしいでしょうか。

例. 通所2回、突発的な往療1回の場合

通所 ●●●円×3回＝●●●円

⇒よい

●月の途中で施術の種類(はり、きゅう、はり・きゅう併用)が変更された場合のはり・きゅうの支給申請書の記載について「あー1 6.4.26 あはき療養費の令和6年度料金改定(案)について」のP14に、施術料欄を2行で記載とありますが、単価が同じ1術のはり⇔きゅうの変更の場合も2行で記載するのでしょうか。上記に関連して1術の場合は、実施した施術の種類を摘要欄に記載とありますが、はり⇔きゅうの変更の場合、1術:はり、1術:きゅうと記載するのでしょうか。

⇒1術:はり(○月○日、○月○日)

1術:きゅう(○月○日、○月○日)

と摘要欄へ記載

●療養費支給申請書(はり・きゅう) 5月31日(別添1(様式第6号))

①施術料の通所欄の単価の円の後ろが＝と表記されております、×の表記が正しいと思われま

②施術料の訪問施術料2欄が号と表記されております。円×回＝円の表記が正しいと思われま

す。  
⇒R6.7.2 医療課事務連絡により、訂正済

●重複している事は承知しているのですが、とても重要な事なので詳しく質問させていただきます。

同一日同一建物での施術時の患者数についてです。

・施術者ごとに患者を数えていいのか

・「はり、きゅう」と「あん摩・マッサージ」ではそれぞれ数えていいのか

施術者 A が患者 A に鍼とマッサージを、施術者 B が患者 B に鍼とマッサージを同一日同一建物で行った場合、  
患者 A のはり

患者 A のマッサージ

患者 B のはり

患者 B のマッサージ

全てのレセプトで訪問施術料1の料金でいいのでしょうか。

⇒施術管理者単位で同日に同一建物で施術を行った患者の総数に応じた訪問施術料の区分で請求

上記と似ていますが、施術者 A が患者 A、患者 B に鍼、施術者 B が患者 A、患者 B にマッサージを同一日同一建物で行った場合は、全てのレセプトで訪問施術料2の料金になるという事でいいのでしょうか。

⇒そのとおり。

●新レセプトにある「業務上・外、第三者行為の有無」の欄の3 その他( )の( )には、どのような

文言をいれるのか？通常は、3に○がつくのみでよいのか？

⇒1(独歩による外出困難)と2(認知症等)以外の事由であれば、3に○をして、具体的な内容を記載

●説明会内での個別質疑応答の際、「突発的な往療」についての質問が多く出されていました。

質問の中でも、『夫婦で住んでいて、主人に訪問施術料を算定している中、婦人に対し、急に施術を要するようになったから、その婦人に対して往療料が算定できるか』との内容がありましたが、柔道整復では急性疾患を施術する為、「突発的な」理由は理解できますが、鍼灸・マッサージにおいて、同意書の発行がなされているにも関わらず、急に往療に出向く理由があまり見当たらないように思います。

上記例だと、個人的には主人、婦人とも訪問施術料を算定すべきなケースではないかと思っています。

令和5年12月1日の委員会の意見で、『突発的な往療に関しては、特に鍼灸等で通院している方が何らかの事情で通院が困難になった場合に主に行かれるもの・・・』とあり、このケースくらいしか往療料の算定ケースにあたらないのではと認識しています。

「突発的な往療」とはどのようなものを指して10月改定でも残しているのか、また、訪問施術料を算定している場所に対して、計画していた人数より施術する患者が増えた場合でも、それは往療料ではなく、訪問施術料として算定する。と言った基準(この考えが違うのかも知れませんが)が疑義解釈資料で明確になればと思っています。

⇒訪問施術料は定期的・計画的なもの、往療は通所により施術を受けていた患者が、突発的な事由により、独歩による公共交通機関を使用した施術所への通所が困難な状況が生じた場合を想定

●療養費支給申請書について、今回大幅な様式変更があり、説明会の中でも取り繕うのではなく、新様式に切り替える依頼がありました。

そこで疑義解釈資料の中で、現在の様式(9月まで)と新様式(10月から)で同じ施術内容とした場合の印字の見本(どう異なるか視覚的にわかる資料)を提供していただきたいです。

そうすることで、

- ・ 傷病名及び症状の欄
- ・ 業務上・外、第三者行為の有無欄
- ・ 施術内容欄の〇〇円×〇〇回

等の各記載方法について、施術者(各レセコンメーカー)と保険者との間の認識の相違がなくなると思います。

※ 訪問施術料については新設のため旧様式との比較はできないので、訪問施術料があった場合のサンプルは別パターンで提供していただきたいです。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●施設に訪問にて1患者に対し、はりきゅう施術とマッサージ施術の両方を行った場合、はりきゅう分、マッサージ分の訪問施術料は両方算定できるのか？もしくはどちらか片方しか算定できないのか？

●もし、①にて算定できない場合、訪問施術で複数人数を施術した場合、訪問施術の人数から外すのか？加えるのか？

●また、②にて算定できない場合の施術日の印は訪問1, 2, 3にするのか？通所にするのか？

⇒疑義解釈事務連絡参照

●突発的な往療にて施術を行った後、歩行困難などにより訪問施術に切り替わった患者は14日以内であっても訪問施術を行うことは可能か？

⇒可能

●元々通所であった患者が突発的な往療を行った後訪問施術に切り替わった場合、新たな同意書の取得は必要か？必要であれば、同意書提出の運用方法を示してほしい。

⇒はり・きゅうは不要

●1月で施術した場所が複数である場合（現施設から新しい施設に変わった。自宅にいたが施設に入居した等）、各々の住所は施術した場所に記載すると伺ったが、各住所で施術した日数は摘要欄などに記載が必要か？

⇒必要

●マッサージの同意書に、医師が往療を必要としないと記載し、突発的な往療が発生した場合は同意書を貰いなおす必要があるか？

⇒必要

●10月から変更されるマッサージレセプト用紙の「傷病名及び症状」が新たに変更されたが、ここで記載する症状は同意書に記載されている症状「筋麻痺筋委縮・関節拘縮・その他」を記載するのか？もしくは施術の際に患者が申し出る症状を記載するのか？

⇒疑義解釈事務連絡参照

●はりきゅうの2術の同意で1術の施術をおこなった場合、療養費支給申請書にはどのように記載すればよいか？

例:

初日で2術(はり・きゅう)の施術をおこない 2 日目に患者の希望により1術(はり)の施術を行った場合、現行の申請書では「はり」「きゅう」「はり・きゅう併用」それぞれの回数、金額の記載欄があったが、10月からの申請書では回数の記載欄はあるが、金額の記載欄がないので、これまでの記載ができない。

⇒2術: はり・きゅう(〇月〇日)

1術: きゅう(〇月〇日)

と摘要欄へ記載

●患者の居住地が特別地域に該当するかの確認は、どのような方法で行えばよいか？に対して、6/4 時点では「HP 参照」との回答だったが、具体的な HP の URL を教えていただきたい。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●突発的な往療の場合の施術料の記載場所は？に対して、6/4 時点では「持ち帰り→疑義解釈で回答予定」との事だった。単価を考慮すると「通所」項目に記載すると思うが、記載箇所の詳細を教えていただきたい。

⇒通所に記載

●療養費は保険者判断で支払われるものということを理解したうえであえて要望を申し上げます。

○ 同日に鍼灸、マッサージ両方の訪問施術を行った場合にそれぞれ訪問施術料で算定可能との回答だったが、これまでは明確な記載が無かったことにより、鍼灸、マッサージそれぞれ往療料の算定をすると返戻になり、片

方は往療料を算定してはいけない保険者があった為、疑義解釈に記載して頂きたい。

⇒[疑義解釈事務連絡参照](#)

●訪問施術後、施術所に戻った後に患者側の都合で、同一の建物へ再度別の患者を施術した場合の算定は、それぞれ訪問施術料1となるのか 訪問施術2となるのか

⇒[訪問施術2](#)

●突発的な往療とは、どのような場合のことをいうのか。具体的な例をお示しいただきたい

⇒[疑義解釈事務連絡参照](#)

●同一施設内で鍼灸の訪問施術を8人 あん摩の訪問施術を2人した際は、それぞれ訪問施術3訪問施術2となるのか 合計して10人以上となるのか

⇒[\(鍼灸\)訪問施術3、\(マッサージ\)訪問施術2](#)

【申請書記載方法について】

・以下の赤字で示した箇所について、具体的な記載方法をお示しいただきたい。

⇒[疑義解釈事務連絡参照](#)

●申請書施術内容欄 傷病名及び症状について、症状の記載方法について、筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等の記入でよいか。

⇒[疑義解釈事務連絡参照](#)

●鍼灸とマッサージを同一日に訪問施術する場合において、

6/4 の説明会にて、鍼灸マッサージ各々で訪問施術料を算定してよいと回答されたことについて

① 訪問施術料 1 に該当する方は、1 回の施術金額を

鍼灸(2 術の場合:4,070 円) マッサージ(5 局所の場合:4,550 円)と算定する認識でよろしいか。

② 以下のように、同一日同一建物にて施術を行う場合、訪問施術料は患者ごとにそれぞれどのように算定するのか。

⇒[疑義解釈事務連絡参照](#)

●同一日同一建物にいる複数の患者の介護保険サービス時間外に、訪問施術に伺うにあたり(=患者側のやむを得ない事情により)一人の施術者が午前と午後にそれぞれ訪問することとなった場合は、午前と午後においてそれぞれ以下のように訪問施術料を算定する認識でよろしいか。

鍼灸(2 術) マッサージ(5 局所)

A さん 施術あり 施術あり

B さん 施術あり 施術あり

C さん なし 施術あり

例①)AM A さん 訪問施術料 1

PM B さん 訪問施術料 1

例②)AM Aさん 訪問施術料 1

PM Bさん 訪問施術料 2

Cさん 訪問施術料 2

⇒疑義解釈事務連絡参照

●留意事項の第6章11の内容について、「訪問施術料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて訪問施術を行った日及び訪問施術を必要とした理由の記入を受ける取扱いとすること。」とされているが、申請書の「施術日」及び「往療又は訪問の理由」欄に記載することにより要件を満たすのか。摘要欄に別途（日付・訪問理由等）記載が必要か。

⇒申請書の「施術日」及び「往療又は訪問の理由」欄に記載、理由等不足であれば摘要欄を活用

●訪問施術料として鍼灸マッサージ各々で算定可であれば、往療料についても鍼灸マッサージ各々で算定可とする認識でよろしいか。

⇒通所により施術を受けていた患者が、突発的な事由により、独歩による公共交通機関を使用した施術所への通所が困難な状況が生じた場合に、往療料を支給

●留意事項の第7章4の内容について、「往療料は、その突発的に発生した往療に行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。」とされているが、14日以内の根拠についてお示しいただきたい。

⇒3/18 療養費検討委員会資料参照

●たとえば、定期的計画的に行なう施術として3・10・17・24日に訪問を予定していたところ、突発的に18日にも施術を行うこととなった。この場合18日の施術については、訪問施術料ではなく、施術料+往療料として算定するのか。

⇒往療料は、通所により施術を受けていた患者が、突発的な事由により、独歩による公共交通機関を使用した施術所への通所が困難な状況が生じた場合に支給

●(鍼灸)定期的計画的に行う訪問施術であることは、患者および施術者間で、身体状況における歩行困難や安静がやむを得ないことの確認のみをもって根拠とする取扱いでよろしいか。

【留意事項 第7章6(鍼灸)第6章7(マッサージ)の内容について】

⇒疑義解釈事務連絡参照

●突発的に往療が発生した場合の往療を必要とする理由は、施術日の下の欄(往療又は訪問の理由欄)ではなく摘要欄に記載する必要があるか。

⇒申請書の「施術日」及び「往療又は訪問の理由」欄に記載、理由等不足であれば摘要欄を活用

●摘要欄へ記載する場合、施術日の下の欄(往療又は訪問の理由欄)には記載しなくてよいか。

⇒申請書の「施術日」及び「往療又は訪問の理由」欄に記載、理由等不足であれば摘要欄を活用

● 医師との連携について、突発的な往療にあたり医師に確認(連携)ができない(連絡がつかない)場合は、往療は認められないか。

● 医師との連携について、月末などに往療した事実等についての経過報告を行なう取扱いでよいか。

⇒ 医師との連携は必要である。連携医師の氏名、保険医療機関名等を摘要欄に記載

#### 【特別地域加算について】

● 訪問施術料、往療料にならない特別地域加算についても、鍼灸マッサージを同日で行った場合、鍼灸マッサージ各々で算定可とする認識でよろしいか。

⇒ 特別地域加算は、施術した際に加算されるもの。同日に行った施術内容不明のため回答不能。

#### 【受領委任の取扱いについて】

8章 41

● 「(前略)施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は訪問若しくは往療の履歴が分かる資料」について、具体的にお示しいただきたい。

⇒ 現行と同じ扱い

● 突発的な往療について、マッサージの同意書にて往療を必要としないとされている患者の場合も、突発的な往療料は算定可能か。

⇒ 同意書は必要

● 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないとされている。

突発的な往療を行った日から14日以上経過しているかどうか、どのように申請書の確認をすればよいか。

⇒ 摘要欄に記載

● 突発的な往療料の算定をする際、施術料は通所欄へ記入をすればよいか。

はりきゅうであれば1術、2術の施術料 あんまマッサージであれば1局所から5局所までの施術料でよいか。

⇒ そのとおり

● 特別地域加算について、特別地域内の施術所が、同地域に訪問施術をする場合も算定可能か。

⇒ そのとおり

● 訪問施術料について、患者側のやむを得ない理由等により、同一の建物において、複数の患者をそれぞれ複数の施術者が施術を行った場合の往療料は、それぞれの施術者ごとに算定可能である。と疑義解釈に記載されているが、訪問施術料においてもそれぞれの施術者ごとに算定可能か。

(疑義解釈(マッサージ、鍼灸に係る療養費関係)【往療料関連】(問5)に記載あり)

⇒ 疑義解釈事務連絡参照

●同一日、同一患者に、はりきゅう、マッサージ両方とも訪問施術をした場合、それぞれ訪問施術料にて算定してよいか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●同一日、同一患者に、患者側のやむを得ない理由等により、午前マッサージ、午後はりきゅうの施術をした場合、それぞれ訪問施術料にて算定してよいか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

申請書の記入方法について

●上記、施術日を記入する欄について、記入方法の詳細を教えてください。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●マッサージの申請書の傷病名を記入する欄について、「傷病名及び症状」と変更されているが、傷病名と症状を同意書通りにすべてを記入するのか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●訪問施術料を請求する申請書について、同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合において、往療内訳表が廃止となるため、それぞれの施術者氏名とその施術日について、療養費支給申請書の摘要欄に記載すればよいか。

⇒検討中

●事前質問一覧に記載されていた、①の質問について、分かりやすく疑義解釈に入れていただければ大変助かります。特に①(1)の追加質問での「やむを得ない理由とはどこまでか？」について詳しいライン、もしくは保険者判断になるかなど、お伺いできれば幸いです。

また、①(2)にて、「それぞれ複数の施術者」とは、管理施術者およびその管理施術者のもとで施術を行う勤務施術者という認識で間違いないでしょうか。(同じ受領委任番号から行う請求で、施術者毎に訪問施術料の区分を分けるという意味であっていますでしょうか。)

⇒前段個々具体的に判断だが、定期的計画的な施術にやむを得ない事情生じますでしょうか。後段はそのとおり。

●保医発 0531 第 7 号の留意事項 第 7 章 4 について、計画的な訪問施術の期間に発生した突発的な往療は、施術料＋往療料で算定するが、その後も計画的な訪問施術を継続する場合は訪問施術料で算定すると記載がある。元々計画的に訪問施術が行われているのであれば、突発的な往療の有無に関わらず今後も計画的な往療を継続する可能性が高いと考えられるが、施術料＋往療料という算定方法についてどのようなケースが想定されているか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●例えば突発的な往療の原因が、転倒時の骨折による歩行困難であった場合、歩行が可能になるまで一定の期間が必要であり、その間の施術は計画的な往療にて行うことになると考えられる。この場合、摘要欄に、計画

的な往療に至った理由や往療開始日などを記載する必要があるか。記載する必要がある場合、その項目はなにか。(鍼灸、あん摩マッサージとも)

→鍼灸で同意の取り直しはしなくてよいというようなご回答をいただきましたが、摘要欄への記載事項等について聞き漏れていたもので追記しました。

⇒留意事項通知別添1第7章の6、別添2第6章の7参照

●出張専門の施術者が算定できるのは、訪問施術料のみで、突発的な往療として施術料+往療料で算定をすることはないか。もしある場合、どのようなケースが想定されるか。

→訪問施術料で算定、とご回答いただきましたが、「施術料+往療料」が算定できるかについて聞き漏れていたもので追記しました。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●突発的に往療を行う場合の、連携医師は同意医師でなくてもよいか。

→同意医師でなくてもよいとご回答いただきました。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●鍼灸とあん摩マッサージの施術それぞれを、同日に一人の患者さんに行う場合、訪問施術料の人数は別々に数えるか。

→それぞれで同意を取っているので、別々に数えるにご回答いただきました。

⇒疑義解釈事務連絡でご確認ください。

●支給申請書の施術日欄の訪問施術料①②③の記入方法について(正式回答保留事項)

同一日同一建物への訪問の場合に訪問施術料を算定しているか否かを記入することとなっていますが、往療内訳表の同一日・同一建物記入欄の丸付けの対象は、複数施術者がいても全て(施術所単位)を対象としています。同じ考えでしょうか？

⇒そのとおり

●按摩マッサージ指圧の訪問施術料について、不支給や保険外(生保など)で療養費外となり他の療養費対象の訪問施術人数が変わり、料金が変わると思われるがその場合、他の訪問施術料が変わる申請書全てを返戻依頼を行い、また、全ての対象患者の一部負担金相当額の精算を行うべきか？

⇒訪問施術料においては、予定人数ではなく、実際に施術を行った人数により一部負担金を徴収

●電療料について、ホットパックなどの温熱電気器具は算定対象か？

⇒そのとおり

往療料

●突発性の定義 計画性 訪問施術中(例 月木 だった場合、患者の容体等に応じて急遽 水曜に行った場合などは往療料算定できるのか)

⇒、往療料は通所により施術を受けていた患者が、突発的な事由により、独歩による公共交通機関を使用した施術所への通所が困難な状況が生じた場合に支給

●往療料は発生した翌日から 14 日以内は支給できないとあるが、その期間に再度突発性の往療が必要となった場合は施術料のみしか算定できないということですか？

⇒そのとおり

◇明細書

●様式第 5 号 様式第 5 号の 2 の明細書は必ず発行するものでしょうか？ また様式第 5 号の 2 のように月次発行でも構いませんか？

⇒取扱に変更なし

●自費施術などがある場合、こちらを参考に改編してかまわないか？ あるいは自費分は別紙にした方がいいか？

⇒自費施術についてコメントする立場にない。

◇往療内訳表

●確認です。こちらは 2024.10.1-より廃止で間違いはないですか？

⇒そのとおり

◇あはき療養費に関する受領委任の扱いに関する保険者等について（被保険者向け）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/hokensha.html>

●こちらは定期更新する流れでしょうか？ こちらの公開の意図は？

組合健保 295 組合/1400 程度 20%強程度 内 22 組合は受領委任終了も記載されている

国保組合 114 内 4 組合は受領委任終了している（医師国保 薬剤師国保 大阪卸売市場 大阪公設市場など）

⇒受領委任に参加、終了があれば、その都度、その内容を周知するもの。

◇訪問施術料の歪さ

●マッサージ 1 局所および 2 局所で 訪問施術料 2 2 人と訪問施術料 3 3 人 2 人の方が金額が低くなってしまう

●あはき 訪問施術料 3 9 人 訪問施術料 3-2 10 人以上で 9 人の方が金額が高くなってしまう鍼灸 9 人と 10 人で 10 人の方が金額が低いマッサージ 1 局所だと 9 人の金額より 10 人～13 人の方が金額が低くなってしまう

●上記の歪な料金で施術人数調整の懸念があるのでは？

⇒ご意見として承りました。

●同一日・同一建物への訪問施術の考え方について、午前と午後の間で一度施術所等に戻った場合の考え方を、改めて例を挙げて解説していただきたい。

例) はり・きゅうで午前 1 人、一度戻って午後一人の場合

どちらも訪問施術料 1(3,910 円もしくは 4,070 円)で算定して良いのか

それとも訪問施術料 2(2,760 円もしくは 2,920 円)で算定するのか

⇒訪問施術料2で算定

●訪問施術料又は往療料を算定する場合は、

①日付

②同一日同一建物への訪問かどうか

③施術者名

④施術した場所

⑤訪問又は往療が必要な理由並びに要介護度がわかる場合は要介護度

を支給申請書に記入すること、とありますが、

●①と②は施術日の①～③の記入で要件を満たすと考えてよいか

●③は摘要欄に日付ごとに記入するという解釈で良いか

●④は「施術した場所」欄に記入する認識で良いか。その際、括弧書きの通り保険証所在地と同一の場合は記載不要という考え方で良いか

⇒よい。

●⑤は「往療又は訪問の理由」欄に記入するという解釈で良いか

⇒摘要欄を活用されたい。

※留意事項通知別添1第7章の6、別添2第6章の7参照

3. 往療料を支給する療養費支給申請書には、

①往療を行った日

②往療を必要とした理由

③連携した医師の指名及び保険医療機関名

を摘要欄に記入すること、とありますが、

●①は施術日の◎の記入で要件を満たすと考えてよいか

●②は摘要欄に記入することとあるが、同時に訪問施療料を算定しない場合は、「往療又は訪問の理由」欄への記入で要件を満たすと考えて良いか。往療料と訪問施術料を同時に算定する場合は、往療理由を摘要欄に、訪問理由を「往療又は訪問の理由」欄に記入する、という解釈で良いか

※僭越ながら、施術日の下にある理由記入欄は「訪問施術の理由」のみの記入に限定し、往

療理由はすべて摘要欄に記入する、というルールにしたほうが、混乱が少ないと考えます。そのようにお考えであれば、欄の名称から「往療又は」を削除されたほうが良いかと思えます。

⇒よい。

※留意事項通知別添1第7章の6、別添2第6章の7参照

●はり・きゅうでひと月の間に 1 術と 2 術の日が混在した場合、それぞれ金額欄を 2 行にして記入する、という認識で間違いはないか

例)通所で1術が2日、2術が3日の場合

1,610 2 3,220

1,770 3 5,310 円 × 回 = 円

⇒そのとおり。

●上記の例でマッサージの場合、可能性として1局所～5局所まで存在するので、最大で5行になる可能性があると考えられるが、枠の大きさに3行が限界と思われる。

4行、5行での記入が必要な場合はどのように記入すべきか

⇒摘要欄の活用、摘要欄で収まりきらない場合には、摘要欄に添付の別紙に記載等と記載する事が考えられる。

1. 患者の中には往診料を取らない(または往診料だけ自費)方がいる場合、施術料金はどうか。

(例:訪問先に3名の患者(A,B,C)がいて、その内Bさんは、往診料取らない場合。

●AとCの料金は、訪問施術料2になるのか、それとも訪問施術料3になるのか。

●Bの料金は、訪問施術料1になるのか、それとも訪問施術料3、または通常の施術料のみになるのか。

⇒AC 訪問施術料2、B 施術料のみ

2. 鍼とマッサージ両方している患者さんの場合、鍼で往療を算定するとマッサージでは算定していない。

この場合の訪問施術料は、1になるのかそれとも2になるのか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

<一部負担金明細書について>

●一部負担金明細書(はりきゅう1日分用とはりきゅう1ヶ月分用)にある施術料の内訳欄の1.はり2.きゅう3.はりきゅう併用は、○で囲む必要があるか。

⇒必要がある。

●往療料の欄を印字するのは、突発的な往療が発生した場合のみか。

⇒そのとおり

<申請書について>

●申請書左上の「傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過」で、今までは傷病名と原因と別々に記載していたが、今後は同じ欄に2つ書かなくてはいけないのか。また、原因が不詳である場合も書かなくてはならないか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●マッサージの申請書の変形徒手の料金の内訳欄の書き方が、従来は、

○○円×△肢×□回=◇◇◇円だったが、今回は○○円×□回=◇◇◇円になっている。この場合の書き方はどうか。

⇒欄内に同意部位の回数を記載の上、金額と回数を記載されたい。

●申請書の続柄欄の右に新たに追加された「業務上・外、第三者行為の有無」欄は、鍼灸マッサージの場合先天的な原因や、手術の後遺症、病気など不明な場合がほとんどだが、その場合は一律「3.その他」になるのか。また、その他を選んだ場合は()内に記載が必要か。(“不詳“で良いか)

⇒1(業務上), 2(第三者行為)以外で、記載すべきものがあれば、3に記載

●申請書の右上にある「施術した場所」は、入居施設に施術に行った場合は施設名を印字するのか、または住所を印字するのか。

⇒疑義解釈事務連絡参照

●申請書の施術日の欄で、訪問①②③の往療の場合は、①の○を二重にするのか。それとも訪問①②③の人は二重丸を使わないのか

⇒疑義解釈事務連絡参照